

有料放送管理業務に係わる主な省令

1. 届出の義務

有料放送管理業務をお粉覆うとする者のうち、届出義務の生じる範囲（有料放送管理業務の提供先である有料放送事業者の数）を定める

| 放送法（改正案） | 総務省令（案） |
|--|---|
| <p>（有料放送管理業務の届出） 第五十二条の六の二 有料放送の役務の提供に関し、契約の締結の媒介、取次ぎまたは代理を行うとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることをを行う業務（以下「有料放送管理業務」という。）を行おうとする者（<u>総務省令で定める数以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務を行うものに限る</u>）は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名 二 業務の概要 三 その他総務省令で定める事項</p> <p>2 （略）</p> | <p>第 条 法第五十二条の六の二第1項の総務省例で定める数は10とする。ただし、有料の衛星役務利用放送事業者のために有料放送管理業務を併せて行う場合においては、10からその有料の衛星役務利用放送事業者の数を控除した数（控除した数が0以下となる場合においては1。）とする。</p> <p>（注）電気通信役務利用放送法の省令についても同様に定める。</p> |

2. 業務の適正確保措置

有料放送管理事業者が、その業務の適正かつ確実な運営を確保するために講じなければならない措置について定める。

| 放送法（改正案） | 総務省令（案） |
|--|---|
| <p data-bbox="241 443 741 475">（有料放送管理業務の実施に係わる義務）</p> <p data-bbox="226 528 479 560">第五十二条の六の二</p> <p data-bbox="226 568 1084 727">有料放送管理事業者は、有料放送管理業務（これに密接に関連する業務を含む。）に関し総務省令で定めるところにより、業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならない。</p> | <p data-bbox="1128 443 1823 475">（有料放送管理業務の適正かつ確実な運営に関する措置）</p> <p data-bbox="1113 528 1196 560">第 条</p> <p data-bbox="1113 568 1968 643">有料放送管理事業者は、有料放送管理業務（これに密接に関連する業務を含む。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p data-bbox="1113 695 1973 810">一 国内受信者（受信しようとする者を含む。次号において同じ。）に対し、有料放送の役務に係わる契約の相手方及び料金その他の提供条件並びにその変更の内容を明らかにする措置</p> <p data-bbox="1113 863 1924 895">二 国内受信者の苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理する措置</p> <p data-bbox="1113 948 1973 1023">三 前二号に掲げる者のほか、有料放送管理業務の適正かつ確実な運営を確保するために必要な措置</p> <p data-bbox="1113 1075 1973 1150">2 有料放送管理事業者は、前各号に掲げる措置を含む業務の実施方針を策定しなければならない。</p> <p data-bbox="1113 1203 1973 1318">3 有料放送管理事業者は、前号の実施方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> |